

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、平成23年3月の中学校等卒業者について、その進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

平成23年3月に県内国・公・私立中学校又は特別支援学校中学部を卒業した者。
したがって、県外の中学校等卒業者や平成22年3月以前の卒業者は含みません。

3 調査の期日

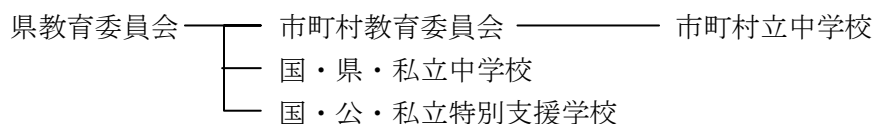
平成23年5月1日現在

4 調査の内容

- (1) 卒業者数
- (2) 県内高等学校への設置者別（国・公・私立）、課程別（全日制、定時制、通信制）進学者数
- (3) 県外高等学校への設置者別（国・公・私立）、課程別（全日制、定時制、通信制）進学者数
- (4) 中等教育学校後期課程又は高等専門学校等への進学者数
- (5) 特別支援学校高等部への進学者数
- (6) 専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等への進学・入学者数
- (7) 就職者数
- (8) 無業者数

5 調査の方法

(1) 調査実施系統



(2) 調査票の配布

ア 県教育委員会

市町村教育委員会、国・県・私立中学校及び国・公・私立特別支援学校に配布する。

イ 市町村教育委員会

管内市町村立中学校に配布する。

(3) 調査票の作成及び提出

ア 市町村立中学校

調査票を作成し、市町村教育委員会に提出する。

イ 国・県・私立中学校及び国・公・私立特別支援学校

調査票を作成し、県教育委員会に提出する。

ウ 市町村教育委員会

管内市町村立中学校から提出された調査票を審査・集計して、市町村教育委員会集計表を作成し、県教育委員会に提出する。

(4) 調査票の集計

県教育委員会は、市町村教育委員会集計表、国・県・私立中学校及び国・公・私立特別支援学校の作成した調査票を集計し、調査結果の取りまとめを行い、報告書を作成する。

6 用語の説明

(1) 「高等学校等進学者」・「進学者」

学校教育法に定める高等学校の全日制・定時制・通信制、中等教育学校後期課程、高等学校別科、高等専門学校又は特別支援学校高等部へ進学した者。

なお、進学し、かつ就職した者を含みます。

(2) 「高等学校等進学率」・「進学率」

中学校卒業生又は特別支援学校中学部卒業生に占める高等学校等進学者の割合。

(3) 「就職者」

経常的収入を得る仕事に就いた者。アルバイト等の形態で就業している者は含みません。

また、自家営業に就いた者も含みますが、いわゆる「家事手伝い」のような形態のものは含みません。

(4) 「専修学校等進学・入学者」

専修学校に進学・入学した者及び各種学校又は公共職業能力開発施設等に入学した者。

(5) 「就職進学者」

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」のうち、併せて就職した者。

(6) 「無業者」

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」及び「就職者」以外の者。その形態により以下のように区分します。

ア 進学希望者

上級学校への進学を目指している者。

イ 就職希望者

就職を希望している者。

ウ 海外進学者

外国の高等学校等へ進学した者。

エ 国内無認可校入学者

学校教育法の認可を受けていない国内の教育機関に入学した者。

オ 一時的な仕事に就いた者

パート・アルバイト等の仕事に就いた者。

カ 家事手伝い

家庭生活に必要な仕事を手伝っている者。自家営業に就いた者は含みません。

キ 進路未定者

上記ア～カのいずれにも該当しない者。

(7) 「不詳・死亡の者」

卒業生のうち5月1日までに転出等で進路先の不明な者及び死亡した者。